

民主主義教育の哲学的基礎

小島軍造

一三四

この仕事の性質については、本誌一号、二号を通じて記したところであり、最近までの経過は本号「所報」に比較的詳細に記述した通りである。今回掲載の分は、第四回反響委員会（一九五六年六月）にかけたものに些か加筆したものである。その後も「所報」記載のように、何回か、各方面からの意見をおききすることが出来たが、夫等を整理して、この中に繰り入れる仕事は、本稿締切までには間に合わなかつた。しかし不備のまま、中間報告のつもりで、ここに掲載することにしたのは、専らこの機会により広い範囲の方々に、御覧いただいて、忌憚のない批判をいただきたいからに外ならない。

一九五六・一二

一 この研究の必要性

従来の教育（略々明治以後、終戦前迄）を反省するとき、それが国家至上主義の精神に貫かれていたことが分る。そして終戦に近づくにつれて愈々その烈しさを増したことは周知の通りである。我々は、その特質を次の様に見ることによつ

て、我々の研究の必要性を感じるものである。

- A 当時の日本にとっては、出来るだけ速かに、歐米先進諸国と比肩することが最大眼目であった。それを可能にするための最も有効な手段として、教育が重んじられた。そのため義務教育の制度は、いち早く確立され、その普及の程度において世界有数のものにまで立至らせた。

そして、その教育を、地域の別なく略々同じレベルに保ち得たことは、中央集権的教育制度の能率的な一面を示すものとして過少評価されるべきではない。

B しかし、このような教育の内容・性格は、あくまでも、帝国の発展に有用な国民、天皇の忠良な臣下としての国民、即ち臣民を理想的人間像とする所謂、臣民教育であった。即ち、そこにおいては、国民は、国家の発展のための手段と考えられ易かつた。そして、

臣民教育の最高典拠として先ず「教育勅語」が与えられ、國家主義が益々極端になるにつれて、「國体の本義」とか「臣民の道」とかが相次いで政府から出された。此等はいきおい、教育の原理の自主的批判的研究の不振を結果し、天下り的權威への無批判的盲従の態度が益々助長された。

C その結果、世界市民的視野と判断・行動に於ける自主性をもつ人間の形成が等閑視され勝ちであった。それ故、現実の國家權力の失墜と共に多くの国民は、心の支柱をも見失うことになった。

民主主義教育の哲学的基礎

D 今や、民主主義の原理に立つ憲法をもち、同じ原則に立つ「教育基本法」を持つ我々は、民主主義が単なるスローガンに終ることなく、真に国民の生活の隅々にまでゆき亘

ることのために、この原理の哲学的探究に裏付けられた民主主義教育の理念的基礎の確立の必要性を痛感するものである。

一 民主主義精神の諸概念

A 民主主義の精神

1 政治的原理としての民主主義

a 民主主義は、先ず、すべての人間に對し、自由で平和な社会生活を保証しようとする政治的プログラムを意味する。

b 政治的民主主義をよりよく実現するために法律的、

経済的な側面における民主主義が現れる。

2 生活態度・考え方 (Way of life, way of thinking)
としての民主主義

a 民主主義的諸制度のうちには、これを与えていくと

ころの精神的態度、または考え方の基本的な方向が存在する。

c 民主主義の根本には、このような相対主義が存在する。

b 民主的な社会生活の形式を生み、変化させる原動力となり、また人間の民主主義的な考え方を規定する精神的原理を我々は民主主義精神とか、民主主義の理念とかと呼ぶ。

c この精神は本来、一部のすぐれた人間をでなく普通

人 (common man) を基礎とする考え方である。

B 民主主義における相対性と絶対性

2

a 相対的、有限的な個人の協力の重視のうちには、これらの人間の相対性をあらわならしめるところの絶対的真理の承認ということが前提されている。ここに民

主主義が単なる相対主義に止まらない所以がある。

b 即ち民主主義の相対主義は、常に絶対的なものの存在を見失わないところの相対主義に外ならない。従つて、相対者たちに、そこに映現する絶対者を望み見

て、相対者たちに、そこに映現する絶対者を望み見ている限りにおいて、相対者は肯定されるのである。ここに個々の人間の尊厳を認める民主主義の根本的立場が成立する。

a 人間の一人一人は、考え方においても、行為においても、誤りを犯すことから全く自由であることは出来ない。

b 特に政治の場における民主主義は、このような人間の相対性を承認し、いかなる人間にも絶対性を認めない相対主義に立つ。それは、有限な人間同士が集り、協力するところに一人一人では到達し得ないより正しい立場が見出されるであろうことを確信するものであ

A 人間の尊嚴

1 尊厳とは何か

a 人間の尊厳は民主主義精神の最も根本的な概念であり、他の諸概念は人間の尊厳から展開される。従つて人間の尊厳の承認が、民主主義的態度の第一の前提である。

b 人間の尊厳はまず、世界における他の存在者の間にあって、人間が独自の存在であるという点を手がかりとして考えられる、人間である限り、いかなる個人も人間としての独自性をもつ、尊厳なものとして、取扱わなければならない。

c この独自性は、人間があらゆる他の存在者を対象化することによってそれらを超えているところにある。

それ故人間は、自然の中にはあっても単に自然の力によって左右されるのではなく、これを技術によって克服することが出来る。

d また人間は社会生活の形態を自ら形成すると共にこれを批評し、変革する能力をもっている。

e しかし、人間の尊厳は単に、対象化作用をもつとい

う点からだけとらえることは出来ない。種属 (Gattung) としての人間の尊重に止るのでなく個別的な人間の一人一人が尊厳であることを理解する為には、絶対者と個々人との関係を前提しなければならない。

2 尊厳の根拠

a 人間の尊厳はまず個人の人格の尊厳として意識されるが、その根拠は、単なるアトム的個別性のうちにあるものではない。又この個人を包む社会の全体が、人間を尊厳たらしめるのではない。

b 人間の尊厳は、個人に内在する超個人的なもの（理性・良心・同胞の精神等）を予想することにより把握される。この時尊厳の相互承認が、あらゆる人間に絶対的に妥当する當為（道徳的課題）となる。

c この當為が成立つ窮屈的根拠は、相対的な人間のうちではなく、絶対者に求める外はない。有限なる人間は、絶対者との関係において、絶対的な尊厳性を基礎付けられる。

d 従つて人間の尊厳の相互承認とは、人間が互に有限

性を共にすることの承認であると共に、互に絶対者に對せしめられていることの自覺に外ならない。

B 民主主義の理念

人間の尊嚴を根源として、自由・平等・愛等の理念が生れる。

1 自由

(人間的自由の本質)

a 自由は先ず、圧迫・制約からの解放（……からの自由）として考えられる。しかし自由のこのような把握は、単に消極的な面から行われたものであり、一面的。

(抽象的であるに過ぎない。19Cの自由主義の立場)

d 社会生活を嘗む限り、一人の自由は他の人の自由を予想する。即ち、自由は個人的自由としてのみならず、社会的自由として個々人の協力によつて実現されなくてはならない。

e 種々な形（個人的・民族的・階級的自由等）の自由の主張は、自由を求める人間の本性を、具体的な歴史的社會的状況において、夫々の側面から自覺した場合のすがたである。従つてこれらの自由は、その一つだけを絶対化して他のものを否定することによつては実現されない。

f 自由は基本的人権として法的に確認された場合自由権としての様々の内容を含む。……良心・信仰・思想・的たることを免れない。

c 真に現実的な自由は、社会と歴史の中に於て、与えられた現實を常に批判し、変革し、新たな秩序を形成するところの精神の主体的な働きのうちに見出される。従つて、人間は歴史に自ら参画するものとして、歴史について責任をもつ。

学問・言論・行動・政治・経済等の自由。これらの中、政治的自由は、種々の自由を現実的に確保する働きをもつ。

同等であることを意味するのではなく、絶対的価値としての人間の尊厳に於いて同格であること、即ち、互に尊厳を共にすることをいう。

g 民主的な法や制度は、自由な意志に基くから、法や社会秩序の尊重は即ち立法者としての人間の自律的行動に外ならない。従つて代議制の下では立法の過程は公開されていなくてはならない。

h 自由は放置されるときには失われやすいから、常に意識的に守らなければならない。更に自由は状態（固定的な）ではなく、これを作り出す能力であるから、自由を守ることは、常に新たな自由を課題として実現することである。

c この絶対的価値は人間の相対的価値に出発しては把握出来ない。従つて人間に於ける平等の意識は、絶対者とのかかわりにおいて互に自己の有限性を自覚し合う所に生れる。

d 政治的技術としての多数決原理、小数意見の尊重は、このような意味での平等の自覚に基く。従つてそれは単なる数の支配というよりも、個人の相対性の自觉に基いて、道理の支配を認めることを意味する。

e 人格的権利の平等、法の前の平等（法律的、政治的平等）に加えて、現代では社会的、経済的平等が目指される。それは個人間の差異をみとめながらも、各人の個性的生活の十分な展開をめざして、出発点における平等、即ち機会の均等を実現することである。

3 愛

a 自由と平等とを夫々別々にそれのみを主張するとき

には、そこに矛盾が生じる。これを自由の濫用に帰するにしても、尚自由の概念は平等の概念と直ちに相蔽うものではない。ここに両者を結合する第三の原理として「愛」があげられなければならない。

b

かかる愛の理念の根底は先ず有限性の自覚のうちに見出される人間を超えるものに対する謙遜と、これに支えられる矜持とが、相互のいたわり、協力の意欲を生む。即ち、他人の喜び、苦しみを、その身になつて共に分つ友愛の精神である。

c

それは、人間の單なる自然的愛情関係、封鎖的人倫関係を超えた普遍人類的隣人愛でなければならない。

即ち、愛とは人間の共同性を認識し、これを実現しようとする働きに外ならない。

d

それ故、他のいかなる個人の人権の存立をも保証することが、各々の個人にとっての目的であり、又社会全体の目的となる。

e 現代では自由権と並んで、生存権が基本的人権の内容をなす（ワイマール憲法）。これは、個別性として

の自由権に対して、普遍性の原理を意味する。

f これは愛と平等との結合により、すべての人の尊厳性の実現を社会の連帶責任として保証するものである。（→公共の福祉）。

C 民主主義を成立させる行動の原理

1 個性の尊重

a 個性の意義は、それが価値について他と比較すること、又は他のものでおきかえることを許されない独立性にある。

b しかし個性とは、他のものとの関係なしには無意味であり、却ってこの関係において現われる。従つてそれはそれ自身すでに完成しているのではなく、社会のうちで形成されるものである。

c 個性の尊重とは抽象的な個別性を強調することではなく。具体的社会成員としての独自性の尊重である。

d 従つて多くの個性が相並び、相交るところに相互の発展が助長され、またそこに社会的調和も生れる。

2 寛容の精神

a 寛容の精神は、人間がその共同生活をなす場合に各自相互に、不完全であり、誤謬を犯し易い存在であるという自覚をもつ時、始めて徹底する。

b それは個別的な立場を絶対化し、他を否定するときには、自己の立場そのものもまた否定されるという道理の上に立つものである。

c 即ち自己の立場を絶対化せず、道理を重んじどのようないい意見も正当に評価し、価値あるものを虚心に受容される態度である。

d 民主主義は以上のように社会生活における寛容を欠くことは出来ないが、人間の尊厳そのものを否定する立場に対しても絶対に寛容であり得ない。

3 知性・合理性の尊重

a 民主主義社会はその構成員の知性によって左右されるところが多い。又近代科学の著しい発展の成果を生活の各部面に応用し、より豊かな生活を築くためにも各自の知性が要求される。

b この様な知性によつて我々は社会の一員として現実の問題を自ら批判し処理することが出来、單に指導者の個人的見解に無批判的に追随したり、国家や伝統の権威に盲従することのない自主性が確立される。

c 常に正しい批判の下に、社会の制度を有意義に改善して行く為には、知性の開発が必要である。それは又、人間の心から非合理的な偏見や迷信を取り除き、排他的感情を合理的反省によって改め、「話し合い」によって相互の理解を深め、平和的共存を実現させるのに役立つ。

4 民主主義社会における指導

すべての社会機構において指導者は必要である。従つて、個人の独自性が窮屈的に尊重される民主主義社会においても、各人が協力して社会の健全な発展をもたらすためには指導が必要となる。

a 指導の目標

イ 民主主義的指導の目標は、民主主義の理念に即した社会を建設し、それを通じて人類の平和と福祉に貢献する処にある。

口 即ち、社会において民主主義精神の維持発展につけめること、具体的にいえば、その精神に即した制度、法律による社会の運営に積極的に参加することである。

b 指導の方法

ハ 民主主義社会における指導は、我意によつて人を動かしたり、天下り的に命令するのとは反対に、社会全体の見地に立つて、具体的な問題を、人々と共に考えることによって、その解決を計らうと努力するところに成立する。

ニ 現実の状況とその方向を人々に先んじて発見し、人々との話し合い、討議を通じて必要な政策や計画を導き出し、その実現を計る。

c 指導者

ホ 民主主義社会においては、指導を行う機会は特定の人だけに限られず、すべての人に開かれていいなければならない。

ヘ 指導を受持つものは、愛情と忍耐に富む円満な人

物であると共に、任務に対する熱意と、知的な洞察力とを兼ね備えた責任感の強い人物であることが望ましい。

d 指導に対する批判と信頼

ト 民主主義社会においては、指導に関する強圧的な支配と、そして盲従という関係が成立すべきではなく、指導は常に広く市民の批判に対して、公開されていなければならない。

チ しかし、その批判の標識は、民主主義精神という、いわば、共通の広場に立つてのものでなければならぬ。従つてそれは単なる破壊的、敵対的のものであり得ない。

リ 従つて、指導に対する批評としては、批判そして理解という段階を経た上で深い信頼が要求される。信頼のあるところ、指導する側と指導される側との関係は、支配・盲従の関係ではなく、奉仕・協力の関係が成立する。

エ 指導についての上述の諸点は、民主主義教育の場合、

教えるものと教えられるものとの関係においても、略々同様に考えられる。

5 公共の福祉

a 人間は社会的存在であり、人間の尊厳は常に社会連帶の基礎において確保される。従つて個人の人权の確立は他人の人权の確立なしにはあり得ない。これは同時に積極的に他の全ての人权を保証することを意味する。そしてそれは社会生活の目的である。

b 公共の福祉とは人間の尊嚴に相応しい生活（所謂健康で文化的な最低限度の生活——生存権）を保証することから始められなければならない。このような生活を可能にする手段として各種の社会保障が考えられる。

これは諸部分的利害、特に階級的利害関係を超えた国民としての共通利益である。

c 公共の福祉の概念は自由放任主義経済の破綻以来、特に強調されるようになったが、これは個人的自由の濫用を制限するものであつて、決して自由を否定する

ものではない。即ち社会に生活する全ての人間の生存権の要求から出たものであつて、人々の自由意志を無視した全体主義的ゆき方と混同すべきではない。

d 従つて、公共の福祉は、民主主義社会における各種の具体的施策の目標であり、又逆に諸制度諸政策を評価する場合の重要な標識である。

三 民主主義教育

A 民主主義教育の課題

1 教育の本質と民主主義精神

a 教育は一般に、人間のあらゆる発達を助長し、眞の人間を形成するために行われる意図的或は非意図的作用と解せられる。従つて、

b 人間の形成、即ち陶冶は、先ず個人の形成として考えられる。しかし、人間は本質的に個人的且つ社会的存在であるから、自己の形成は他者の形成と、更に自己を包む社会の形成と相互的関連をもつてゐる。

c 教育における形成の二つの側面——主体的個性の形

成と社会性の形成——の調和のとれた統一は人間の尊

厳と、社会形成への積極的参加とを根本的立場とする民主主義精神により最もよく実現されると考えられる。それ故根本的には、眞の教育とは民主主義の立場に立つ教育に外ならないと我々は確信する。

2 民主主義教育

a 現実の社会における人間の正しいあり方を示すと共に、眞の人間形成の不可欠な標識となるものは民主主義精神である。この精神の確立をめざすところの民主主義教育を我々はまず次の如く規定したい。

イ 民主主義精神を原理とし、
ロ 民主主義的方法によって行われ、
ハ 社会生活の方法及びその中に生きる態度としての

民主主義の把握をめざす

ところの人間形成をいう。

b 従つて民主主義教育は次のような任務を有つ。

イ 民主主義精神の培養

特に我国にあっては、民主主義精神の理解普及のた

めの意識的努力が必要

口 社会的遺産としての民主主義精神の解明、民主主義精神の無自覺的萌芽の自覺化

ハ 民主主義の日常化

民主主義社会の構造の理解、法律、政治、経済の組織——即ち制度の解明。

3 民主主義教育の目標

a 教育を通じて人間は諸々の価値内容を体験し、又自ら価値を生み出すことが出来るようになる。しかし、民主主義教育の立場からは、これらの諸価値が自由に実現されることが最も重要なのであって、諸価値のうちから特定のものだけを取上げて絶対化すべきではない。

b いかなる人間も、本来自主的な人間となる可能性をもつが、それはそのまで十分な展開をとげることは出来ないから、ここに民主主義教育の理想が考えられる。即ち、

第一に、個人の独自な人格的完成。即ち自己の尊厳

の自覚に基き、自由、平等を実現する主体となること。

第二に、社会人として完成。即ち、他人にも自由と等しく尊厳性をみとめ、これと協力して、自己及び社会全体をつねに新しく形造ること。この時責任は自己の個別的責任たるに止まらず、社会的な協同責任となる。

d 第三に、個人性と社会性との統一の完成。これは合理的な知性の獲得による。それと共にこの知性を裏付ける愛と、敬とが忘れられてはならない。

d これらの理想は、理想的人間像の形で具体的に示される。とりわけ、現在の我国において、特に強調しなければならないものは、

イ 自主的、批判的、建設の人間。

ロ 社会的連帯の意識に基いて責任を自覚する人間。

ハ 自己の有限性を自覚し、自己の個別的主張を絶対化しない謙虚な人間。

ニ 人間相互の理解と平和とを人類的視野において追求する人間。

B 民主主義教育の方法

1 教育の原動力

a 教育には主体と客体とが、必ず存在するが、この場合、客体といつても、それは、対象的に固定したものとして、考へらるべきものではなく、同時に主体として自主性をもつ存在者であることを忘れてはならない。即ち、民主主義教育においては、被教育者は、一個の独立的人格と考えられる。換言すれば、

b 教育者も、被教育者も、共に根源的には平等の人間としての地盤に立っている。唯、教えられる事柄（価値・目的）に対する関係において、教えるものと教えられるものとの区別が出てくる。

c このような教えられる事柄（価値・目的）を媒介として両者の間に、愛、尊敬、信頼の関係が成立する。これらのものが即ち、民主主義教育の原動力である。

2 方法的原理

a 民主主義教育においては、被教育者の個性・発達段階に基いて、その自発性や興味を考慮しなければなら

3 民主主義教育の場

ない。しかし、それは決して自由放任を意味するのでなく、明かな方向すけと組織的方法を必要とする。

(「前掲C 4 「民主主義社会における指導」の項参照)

b それは外からの一方的な権威による既成知識の注入や、機械的・画一的方法によるものではなく、説得と承認による学習が重視される。それ故「討議」は重要な方法の一つである。

c 討議の目的は、参加者各々が、協同して客観的真実を見出すことにある。従つて、討議の場は、自分の力量の誇示や他人の欠点の指摘の為のものではなく、各人の力量を客観的真実の発見に最大限に役立てる場でなければならない。ここでも、愛と敬と相互信頼という民主主義における基本的人間関係が支配しなければならない。

d 民主主義教育は單なる知識の伝達で終るものではなく、民主主義的な知見や生活態度の形成に至らなければならぬから、行動を通じての学習を欠くことは出来ない。

4 教育者の理想

a 民主主義社会の教育者は、その関心を教育技術の点だけにとどめることなく、その根源に培うこと、即ち民主主義精神探究の新鮮な情熱を常に把持することが必要である。

b 従つて、民主主義の日常化のために、教育の場に、民主主義社会をつくり上げる努力をしなければならぬ

い。即ち、常に民主主義的理想と社会的現実との間の緊張を直視し、これを克服するための観智と勇気との獲得を心懸ける必要がある。

C 民主主義教育のための社会的（外的）条件

1 制 度

a 制度はその中に生活する個人に、たとえ、その人が制度の精神を自覚していない場合でも、客観的な方向付けを与える。この意味で制度は民主主義の効力の客観的保証といえる。

b 従つて、民主主義精神は制度化されることによつて日常化の途を辿る。

c 制度はもともと精神の所産であるが、放置すれば死物と化する危険がある。

d 無自覺なものに対する制度からの教育が考えられると共に、制度に対する自覺的なはたらきかけ——改正・革新——が不斷に必要である。

e ここでも制度の尊重と共にそれに対する自主性の保持が必要である。

2 制度としての教育の機会均等の問題

a 憲法・教育基本法におけるその確認、人種・信条・性別・社会的身分又は門地・政治的・経済的又は社会的関係などによつて差別されることなしに教育をうける機会が開かれていなければならない。

b それが充分に行われることの現実的制約としては、内的には精神的基礎の不十分（即ち民主主義精神の普及の不徹底）、外的には国家経済の貧困が考えられる。

3 教 育 制 度

a 教育制度の問題において、教育と政治が接触する。

両者は夫々相対的に独立しているが、各々の側からの働きかけが存在する。特に教育の目標が、よき個人と共に、よき社会人を作ることにある以上、民主主義教育では両者は密接に結合する。（政治と教育の一般的関係）

b しかし、特に問題が生ずるのは、両者の一般的な関係ではなく、教育における政治的指導権が何人の手にあるかという点である。

c 教育が一部のものに独占され、その道具となる危険

を免れるためには、国民全体の民主的運営の下におかれなければならない。それ故現今、教育委員会制度
・教科書選定方式等に関して起つてある色々な問題は
中央集権的傾向と権力分散的傾向との間の矛盾に基

くものといえる。

d 教育は社会から切離して単に教室内だけのものと考
えることは出来ないから、PTA・教員組合等が民主
主義教育において占める位置は無視出来ない。